

秋田工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、秋田工業高等専門学校における試験、学業成績の評価、進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 定期試験は、各学期末に実施する。

- 2 必要ある科目については、中間試験を行う。
- 3 前2項のほか必要があると認めるときは、追試験を行うことがある。
- 4 追加認定試験は、原則として第2学年から第4学年までに進級した者の不可の科目について実施する。

第3条 平素の成績で評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第4条 定期試験及び中間試験に欠席した場合で、病気その他の事故でやむを得ない理由があったと認められた者については追試験を行うことがある。

- 2 追試験を受けようとする者は、速やかに受験願(病気の場合は医師の診断書、事故の場合はその理由を証明する書類を添付)を当該科目担当教員及び学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。
- 3 前項の願い出があった場合は、教務主事が当該関係教員と協議の上、実施の可否を決定する。
- 4 追試験は、病気の場合を除き、原則として定期試験終了後1週間以内に行う。

第3章 学業成績の評価

(追加認定試験)

第5条 追加認定試験を受けようとする者は、受験願を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

- 2 追加認定試験の実施及び方法については、教務主事の指示による。
- 3 科目の合格認定は、当該学年にさかのぼって行う。
- 4 故意に試験に欠席したと認められた者は、当該試験科目にかかるその後の追加認定試験の受験を認めない。

(試験の成績の評価)

第6条 学期の成績は、その学期において実施した試験の成績及び平素の成績等を総合して100点法により評価する。

- 2 追試験の成績は、前項の規定により評価する。
- 3 追加認定試験の成績の評価は、第1学年から第3学年の科目は最高を50点とし、49点以下を不合格とする。第4学年及び第5学年の科目は最高を60点とし、59点以下を不合格とする。
- (学年成績の評価及び評定)

第7条 各科目の学科成績は、その学年における各学期の成績を総合して100点法により評価し、次の区分により優、良、可、不可の評語で判定する。

- 2 学年成績を指導要録に記載する場合及び校外に通知する場合は評語によるものとする。

| 評語 \ 学年 | 第1学年から第3学年 | 第4学年及び第5学年 |
|---------|------------|------------|
| 優 | 100点～80点 | 100点～80点 |
| 良 | 79点～60点 | 79点～65点 |
| 可 | 59点～50点 | 64点～60点 |
| 不可 | 49点～0点 | 59点～0点 |

(故意に試験に欠席した場合等の成績)

第8条 故意に試験に欠席したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の成績は零点となる。

(不正行為をした場合の成績)

第9条 試験中不正行為を行った者は、その時間以降の受験を停止させ、当該試験科目の成績を零点とする。

第4章 進級及び卒業の認定

(進級及び卒業の認定)

第10条 進級及び卒業は認定会議に付し、学業成績及び特別教育活動の履修状況等を総合して、校長が認定する。この認定にあたっては、原則として次の号の基準に該当していなければならない。

- (1) 欠席日数が年間実授業日数の4分の1以下であること。又各科目の欠課時数が年間実授業時数の4分の1以下であること。ただし、校長が認める理由(長期病欠、その他)のある場合は、3分の1以下とする。
- (2) 本校の規定する単位数を満たしていること。
- (3) 卒業の認定にあたっては、各学科指定の科目が不可でないこと。

第11条 前条各号に掲げる基準を満たさない者で、特別の理由があると認めた者については、校長が進級及び卒業を認めることがある。

第12条 休学の場合を除き、3年連続して同一学年にとどまることはできない。

(編入学)

第13条 校長は、第4学年に編入した者については、当該編入学科の第1学年から第3学年までの履修単位を修得したものとみなす。

2 第3学年に編入した外国人留学生については前項に準ずる。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

| | 第1学年(旧)第1学年1番 | 第1学年(旧)第2学年1番 | 学年 | 学期 |
|------------------------|---------------|---------------|----|----|
| 附 則 | 点08-点001 | 点08-点001 | 第1 | 第1 |
| この規則は、平成15年4月1日から施行する。 | | | | |
| | 点09-点010 | 点09-点010 | 第1 | 第2 |
| 附 則 | 点09-点011 | 点09-点011 | 第1 | 第1 |

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成15, 16年度に履修した科目に関する追加認定試験の成績の評価は、第6条の規則にかかわらず全学年とも最高60点とし、59点以下を不合格とする。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行し、第2条第4項、第12条第1項及び第2項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から適用する。

進級要件について

第4学年までの進級の認定に当たっては、原則として次の基準に該当していなければならない。第5学年への進級は必修科目をすべて修得していなければならない。

- (1) 実験実習並びに設計製図等の実技を伴うものについては、当該学年で単位を修得すること。なお、実技を伴う必修科目は次の通りである。

実技を伴う必修科目（平成26年度）

| | 機械工学科 | 電気情報工学科 | 物質工学科 | 環境都市工学科 |
|-----|-----------------|-------------------|------------------------------------|------------------------|
| 1学年 | 機械製図Ⅰ 工作実習Ⅰ | ものづくり工作実習 電気製図 | ものづくり工作実習 | ものづくり実習 環境都市工学実験実習Ⅰ |
| 2学年 | 機械製図Ⅱ 工作実習Ⅱ | 基礎工学実験 | 分析化学実験 有機化学実験 | 環境都市工学実験実習Ⅱ |
| 3学年 | 機械製図Ⅲ 創造設計製作 | 電気情報基礎実験 | 無機化学実験 生物工学実験 | 環境都市工学実験実習Ⅲ |
| 4学年 | 基礎研究 工学実験Ⅰ | 基礎研究 電気情報工学実験Ⅰ | 基礎研究 物理化学実験 機器分析実験 化学工学実験 | 基礎研究 環境都市工学応用実験Ⅰ |
| 5学年 | 卒業研究 工学実験Ⅱ | 電気情報工学実験Ⅱ 卒業研究 | 卒業研究 | 環境都市工学応用実験Ⅱ 卒業研究 |

- (2) 当該学年も含めた必修科目のうち、未修得の累積単位数が次の表に定める単位数以下であること。

| 学 年 | 1年 | 2年 | 3年 |
|-------|----|----|----|
| 累積単位数 | 8 | 8 | 6 |